

我が国の絶滅のおそれのある野生動植物種の法令規制状況一覧（総括表）

分類群	レッドリストランク *1	右記の法令による指定種 *2			地域を定めない捕獲規制 (国)			地域を定めない捕獲規制 (都道府県)		地域を限定した捕獲規制								
					小計	国内希少野生動物種	狩猟鳥獣以外の鳥獣	国指定天然記念物(種指定) *3	小計	都道府県の希少種保護条例指定種	都道府県指定天然記念物(種指定)	小計	国立・国の特別地区の指定動物	国立・国の公園の海域公園地区の捕獲規制動物	自然環境保全地域の特別地区等の指定種 *4	都道府県自然環境保全地域の特別地区等の指定種 *4	国指定天然記念物(地域指定) *3 *5	都道府県指定天然記念物(地域指定) *5
哺乳類	CR		11 (92%)		3	11	6											
	EN	33 (97%)	12 (100%)															
	VU		10 (100%)															
鳥類	CR		23 (100%)		14	23	6									1		
	EN	96 (99%)	31 (100%)						15	14	8	3	2		7	2	2	
	VU		42 (98%)		9	42	12			6	1				4		1	
爬虫類	CR		3 (75%)		1													
	EN	12 (33%)	4 (44%)						7	2	2	6	2		3	3	2	
	VU		5 (22%)									1			1		1	
両生類	CR		1 (100%)		1												1	
	EN	18 (82%)	9 (90%)						14	10	4	7	5		3	1	6	
	VU		8 (73%)							5	2				3	1	4	
汽水・淡水魚類	CR		19 (28%)		4												5	
	EN	46 (32%)	13 (24%)						23	22	8	2	1		29	13	2	
	VU		14 (32%)							2	1				7	3	1	
昆虫類	CR		21 (32%)		12												4	
	EN	53 (15%)	16 (15%)						8	2	33	29	10	8	15	6	1	
	VU		16 (9%)							2		9	6		1		3	
貝類	CR+EN	66 (12%)	49 (20%)						45	38	20	20	10		2		1	
	VU		17 (5%)							7		10					1	
	その他無脊椎動物	7 (11%)	2 (10%)	1					1		5	4	1	1	2		1	
維管束植物	CR		193 (37%)		16												7	
	EN	957 (54%)	320 (62%)	23	23	4			198	198	75			894	848	282	50	
	VU		444 (60%)		3					78					407		13	
蕨類	CR+EN	2 (1%)	1 (1%)	0													1	
	VU		1 (1%)														1	
	その他	9 (8%)	6 (6%)	0					0								2	
藻類	CR+EN	0 (0%)	0 (0%)	0					0								3	
	VU		3 (14%)														2	
	その他	0 (0%)	0 (0%)	0					0								1	
地衣類	CR+EN	0 (0%)	0 (0%)	0					0									
	VU		0 (0%)															
	その他	0 (0%)	0 (0%)	0					0									
菌類	CR+EN	0 (0%)	0 (0%)	0					0									
	VU		0 (0%)															
	その他		0 (0%)															
合計		1299 (36%)	227	82	129	99	318	302	27	972	858	15	42	65	44	77		

\*1 環境省レッドリストは、下記による。  
 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物、維管束植物、蕨類、藻類、地衣類、菌類：平成24年8月公表  
 汽水・淡水魚類：平成25年2月公表  
 \*2 右記の法令による指定種とは、右記にある法令のいずれか、または、複数に該当する種。  
 \*3 特別天然記念物を含む。  
 \*4 「自然環境保全地域の特別地区等」は、特別地区(野生動植物保護地区)と海域特別地区をいう。  
 \*5 名称に種名が含まれているもののみ対象とした。

＜レッドリストに掲載された絶滅危惧種と各種法令の指定種との対応について＞  
 動物は、レッドリストでは基本的に種・亜種で選定されている。各法令による指定種名およびその範囲が、レッドリストと齟齬がある場合、レッドリストの名称に合わせ、適宜読み替えて数えた。したがって、各法律における種数とは一致しない。

植物は、レッドリストでは基本的に種・亜種・変種で選定されている。  
 各法令で指定された当時とレッドリストの分類が異なる種類が多いため、いくつかの植物目録等を参考にして可能な範囲で対応をとった。  
 また、各法令で指定された品種のうち、レッドリストに品種で掲載されている場合にはその品種のランクを、掲載されていない場合にはその品種が含まれる種(または亜種、変種)のランクを採用して数えた。